

課題説明シート

タイトル	「岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針」の改定	
課題を抱える事業等の概要	<p>平成 18 年の都市計画法改正により開発許可制度が大きく見直され、市街化調整区域における相当程度の開発に対する開発許可は、地区計画に定められた内容に適合する場合に許可できる基準となりました。</p> <p>本市では、この地区計画の策定にあたり、円滑で適正な運用が図られるよう、岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針（以下、本運用指針）を定めています。</p>	
課題の概要	<p>本運用指針では工業系の地区計画において適応できる業種を定めていますが、この業種については、平成 28 年 7 月に公表してから現在まで至っています。公表から約 8 年が経過し、社会情勢も変化していることから、今の時代の産業需要に対応した内容にする必要があります。</p> <p>このため、第 7 次岡崎市総合計画や岡崎市都市計画マスタープラン、愛知県の定める市街化調整区域内地区計画ガイドライン（以下、県ガイドライン）等との整合を図りつつ、工業系の適応業種を見直す必要があります。</p>	
課題解決の手段・道筋	工業系の地区計画を適応できる業種について、県ガイドラインと本運用指針を比較し、令和 6 年度末までに改定する予定です。	
課題解決にあたっての留意事項等	市街化調整区域における土地利用を過剰に増進しないよう、市街化区域における土地利用のあり方とのバランスを考慮します。	
担当部署	都市政策部都市計画課企画調査係 Tel:0564-23-6260	
参考情報 (関連HPや計画等)	名称	URL
	「第 7 次岡崎市総合計画」	https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1319/p028776.html
	「岡崎市都市計画マスタープラン」	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p008037.html
	「岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針」	https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1402/1420/p020394.html
	「愛知県市街化調整区域内地区計画ガイドライン」	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/0000068055.html